

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
介護福祉士修学資金等貸付規程

平成28年5月25日施行

(目的)

第1条 この規程は、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、兵庫県内の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）を貸し付ける事業

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(5) 福祉系高校修学資金貸付事業

法第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金（以下「福祉系高校修学資金」という。）を貸し付ける事業

(6) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

福祉系高校修学資金を貸し付けた者で、福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下、「返還免除対象業務」という。）から介護職員等の業務を除いた範囲の業務（以下、「充当資金返還免除対象業務」という。）に従事した者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金（以下「返還充当資金」という。）を貸し付ける事業

(7) 介護分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた方であって、一定の研修等を修了し、介護分野における介護職として就労しようとする者に対し、就職支援金（以下「介護分野就職支援金」という。）を貸し付ける事業

(8) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金（以下「障害福祉分野就職支援金」という。）を貸し付ける事業

(介護福祉士修学資金貸付事業)

第2条 前条第1号の貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学する者とする。ただし、第3項第3号の国家試験受験対策費用及び第3項第4号の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の第1号及び第2号に定める者に限る。

(1) 国家試験受験対策費用の貸付対象者

介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

(2) 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると兵庫県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認める世帯の世帯員である者

- 2 前条第1号の貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 3 前条第1号の貸付額は、月額 50,000 円以内とする。ただし、次の各号に定める額を、加算することができるものとする。
 - (1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000 円以内
 - (2) 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000 円以内
 - (3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内
 - (4) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする。）

（介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業）

第3条 第1条第2号の貸付対象者は、実務者研修施設に在学する者とする。

- 2 第1条第2号の貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- 3 第1条第2号の貸付額は、200,000 円以内とする。

（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業）

第4条 第1条第3号の貸付対象者は、次の各号までの基準の全てを満たす者とする。

- (1) 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ア 介護福祉士
 - イ 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - ウ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）

- (2) (1)に掲げる者として、介護職員等としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
 - (3) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
 - (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、兵庫県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、再就職準備金利用計画書を提出した者
- 2 第1条第3号の貸付額は、400,000円と貸付対象者が提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 第1条第3号の貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(社会福祉士修学資金貸付事業)

- 第5条 第1条第4号の貸付対象者は、社会福祉士養成施設に在学する者とする。ただし、第3項第3号の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると会長が認める世帯の世帯員である者に限る。
- 2 第1条第4号の貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 3 第1条第4号の貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、次の各号に定める額を、加算することができるものとする。
- (1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内
 - (2) 就職準備金 最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、200,000円以内
 - (3) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする。）

(福祉系高校修学資金貸付事業)

- 第6条 第1条第5号の貸付対象者は、福祉系高校に在学する者とする。
- 2 第1条第5号の貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とする。

- 3 第1条第5号の貸付額は、次の各号に定める合計額以内とする。
なお、各号については、授業料、入学金に充当することはできない。
- (1) 修学準備金 入学時の貸し付けに限り、30,000円以内
 - (2) 介護実習費 一年度当たり30,000円以内
 - (3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内
 - (4) 就職準備金 卒業時の貸し付けに限り、200,000円以内

(福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業)

第7条 第1条第6号の貸付額は、第6条第3項により貸し付けた福祉系高校修学資金と同額とする。

- 2 第1条第6号の貸付回数は、一人当たり一回限りとする。
- 3 第1条第6号の貸付方法は、貸付対象者に実際に貸し付けるのではなく、契約変更等を行い、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行う。

(介護分野就職支援金貸付事業)

第8条 第1条第7号の貸付対象者は、次の各号までの基準の全てを満たす者とする。

- (1) (介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する)介護職員初任者研修以上の研修を修了した者。なお、再就職準備金及び障害福祉分野就職支援金の貸し付けを受けたことがある者を除く。
 - (2) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
 - (3) 就職支援金利用計画書を提出した者
- 2 第1条第7号の貸付額は、200,000円と貸付対象者が提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
 - 3 第1条第7号の貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(障害福祉分野就職支援金貸付事業)

第9条 第1条第8号の貸付対象者は、次の各号までの基準の全てを満たす者とする。

- (1) (介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する)介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、または、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示538号)第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研

修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、または統合課程、もしくは行動障害支援課程のうちいずれかを受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること。）、同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修、「地域生活支援事業等の実施について（平成28年8月3日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」別記2-10「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）」に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）のいずれかを修了した者。なお、再就職準備金及び介護分野就職支援金の貸し付けを受けたことがある者を除く。

(2) 障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28項及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下、「障害福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。

(3) 就職支援金利用計画書を提出した者

- 2 第1条第8号の貸付額は、200,000円と貸付対象者が提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 第1条第8号の貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

（貸付方法及び利子）

第10条 本事業による貸付けは、会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

2 利子は、無利子とする。

（保証人）

第11条 本事業による貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、保証人を立てなければならない。なお、借入申込者が未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないものとする。

- 2 保証人は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第12条 会長は、借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 2 会長は、借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

- 3 会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、次の各号については修学資金の貸付けを行わないものとする。

（1）第1条第1号又は第4号においては、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで。

（2）第1条第5号においては、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分。

（返還の債務の当然免除）

第13条 会長は、借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

また、以下の各号のア（第4号において準用する場合を含む。）の要件については、本事業による借受人が、兵庫県内の福祉・介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、会長は本事業による借受人がこれら要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行うものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、借受人に対して、会長が定める時期に現況届の提出を求め、借受人の就労状況等について、定期的に把握する。

- （1）介護福祉士修学資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、兵庫県（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域、離島及び中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時

点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に規定する区域をいう。）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、兵庫県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間とする。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

イ 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

（2）介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、兵庫県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は前号と同様とする。

イ 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

（3）離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第4条第1項第3号の介護職員等として就労した日から、兵庫県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は第1号と同様とする。

イ 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業

第1号を準用する。

(5) 福祉系高校修学資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、兵庫県内において、居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所において、介護職員等として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年（以下、「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は第1号と同様とする。

イ 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

(6) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 兵庫県内において、充当資金返還免除対象業務に従事し、3年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は第1号と同様とする。

イ 充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上

の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため
充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができな
くなったとき。

(7) 介護分野就職支援金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 介護職員等として就労した日から、兵庫県内において、2年
の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等におけ
る修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介
護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は第1号と同様
とする。

イ 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由によ
り死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等と
して継続して従事することができなくなったとき。

(8) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 障害福祉職員として就労した日から、兵庫県内において、2
年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等におけ
る修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障
害福祉職員の業務に従事できなかった場合の取扱は第1号と同
様とする。

イ 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由に
より死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職
員として継続して従事することができなくなったとき。

(返還)

第14条 本事業における借受人が、次の各号に該当する場合（他種
の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得な
い事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じ
た日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶
予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間と
する。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等
により返還しなければならない。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若し
くは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若し

くは社会福祉士として登録せず、又は兵庫県内において第13条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。

- (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。
- (4) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、兵庫内において介護職員等（充当資金返還免除対象業務を除く）の業務に従事しなかったとき。
- (5) 兵庫県内において第13条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (6) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務履行の当然猶予)

第15条 会長は、本事業による借受人が次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設、社会福祉士養成施設又は福祉系高校に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

(返還の債務履行の裁量猶予)

第16条 会長は、本事業による借受人が次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 兵庫県内において第13条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第17条 会長は、本事業による借受人が、次の各号に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 兵庫県内において本事業による貸付けを受けた期間（返還充当資金については、福祉系高校修学資金の貸付けを受けた期間と同じとし、介護福祉士実務者研修受講資金、再就職準備金、介護分野就職支援金及び障害福祉分野就職支援金については180日）以上、第13条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(延滞利子)

第18条 会長は、本事業による借受人が正当な理由なく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

(その他)

第19条 本規程の施行に伴い「社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程」（以下「旧規程」という。）は廃止するものとし、旧規程に基づき実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(補 則)

第20条 本事業の実施に関し必要な事項は、本規程に定めるもののほか、別に定める「社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領」によるものとする。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行し、平成28年5月25日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行し、平成30年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月3日から施行し、令和2年6月15日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年6月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年5月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 生活費加算額（第2条第3項第4号、第5条第3項第3号関係）

（単位：円）

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」に準ずる。